農業資材審議会第5回種苗分科会

農林水産省生産局

農業資材審議会第5回種苗分科会

日時:平成17年12月5日(月)

会場:三番町共用会議所大会議室

時間:14:00~15:55

議事次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1)諮問事項説明
 - (2)審議
 - (3)その他
- 4 閉 会

午後 2時00分 開会

種苗課長 定刻になりましたので、ただいまから農業資材審議会種苗分科会を開催させていただきます。私、種苗課長の寺沢でございます。よろしくお願いいたします。

まず、大変お忙しいところご出席賜りましてありがとうございます。議事に入りますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は農業資材審議会の種苗分科会それに引き続きまして、懇談会を開催いたしまして、概ね 16 時ごろまでを、予定をいたしております。

現在種苗分科会定数 20 名のところ、全員 20 名ご出席ということで、農業資材審議会令第7条第1項の規定におきまして、本分科会が成立ということを申し上げます。

まず、会議を始めるにあたりまして、農林水産省を代表いたしまして、吉田審議官から、 一言ご挨拶申し上げます

吉田審議官 第 5 回の農業資材審議会種苗分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。只今ご紹介頂きました、この 7 月に生産局担当審議官を拝任いたしました吉田でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局からもありましたが、本日は大変お忙しい中、20 名の委員の方全員ご出席 いただいているということで、大変ありがたいことです。心から御礼申し上げます。私、 何回かこういう委員会に出ておりますが、委員全員御出席というのは初めての経験ではな いかと思います。本当にありがとうございます。

また、日ごろから農政の推進につきまして、格段のご理解・ご協力を賜っております事 につきましても、あわせて御礼を申しあげたいと思います。

既に、ご承知かと思いますが、この3月に、「食料・農業・農村基本計画」の改定をいたしました。いろいろな中身を行っていますが、一言で言いますと、攻めの農政の展開をして行こうと、現場で地域や農業者の創意工夫を生かしたそれをバックアップできる施策をしていこうという発想で基本計画の改定をいたしまして、それに基づきまして、経営安定対策等さまざまな詳細事項について検討を重ね、2日すでに発表しているところでございます。そういった攻めの農政、例えば、今までは専ら農産物の輸入をどうやって防ぐかということでございましたけれども、今度は逆にいかに日本の高品質な農産物を輸出して行こうということになりますと、やはり何といいましても知的財産の保護ということが、何よりも重要になってくるのかなと思います。これは輸出ではなく輸入を防ぐという事例になりますが、既に、いぐさで、中国から「ひのみどり」という品種が逆輸入されそうになって、関税定率法でそれを阻止したとか、一番新しいところでは、山形の育成品種でありますさくらんぼの「紅秀峰」、これが、オーストラリアの方に無断で持ち出されて、こちらに逆輸入されるかなというような状況でございまして、先日山形県が告訴したところでございます。こういった事例にありますように、やはり、絶えず、知的財産権については、その保護を図るための施策をねり、そして、その行使をして行くことが何よりも重要

であろうと思っております。

この知的財産権の保護の施策という点では、当初は、種苗についてのみの規定でございましたけれどもその後その収穫物にも範囲を広げ、さらに今年、その加工品にまで範囲を広げて、この 12 月 1 日から施行したところでございます。引き続きこのような施策を強化してまいりたいと思いますし、また、この執行にあたっては、この 4 月から種苗管理センターに品種保護 G メンという名の担当者も配置してございます。先ごろテレビで紹介されまして、先ほどの「紅秀峰」で山形県が告訴した件につきましても、品種保護 G メンの職員からの情報提供などでお役に立てたのではないかと自負をしているところでございます。

本日は、種苗法第2条第7項に基づきまして、品種登録の要件でございます区別性を判断するための「重要な形質」、これについてご審議を頂くものでございます。具体的にはペラルゴニウム及びほおずきの重要な形質について、ご審議をいただきたい、このように考えております。先ほど事務局からも紹介のありましたように、それが終わりました後、懇談ということも予定しておりますので、どうぞ、ご忌憚のない意見を賜ればと思っておりますので、その点お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

種苗課長 それでは、つづきまして、今回、前回から 1 年ぶりの開催となりますけれども、その間に、委員の先生の異動がございましたので、ご紹介させていただきます。まず、 全国農業協同組合中央会常務理事の前嶋恒夫委員。

前嶋委員 前嶋でございます。よろしくお願いいたします。

種苗課長 続きまして、東京農業大学大学院生物産業学研究科委員長の桃木芳恵委員

|桃木委員 | 桃木でございます。よろしくお願いいたします。

種苗課長 それから、臨時委員でございますけれども、岩手大学教授の雑賀優臨時委員

雑賀臨時委員 雑賀でございます。よろしくお願いいたします。

種苗課長 続きまして、九州大学大学院教授の佐藤光臨時委員でございます。

佐藤臨時委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

種苗課長 それでは、あらかじめお手元に配付しております資料の確認をお願いいたし

たいと思います。

まず、上の方から、本日の予定でありますとか議事次第、それから委員の名簿、座席表等がございますが、その後、配付資料一覧というのがございます。配付資料 1 から 3 までございます。資料 1 が農林水産省告示の一部改正についてでございます。それから、資料 2 が諮問書の写しでございます。それから、資料の 3 が農林水産植物の重要な形質の変更についてという資料でございます。それから、参考資料といたしまして、種苗法・農業資材審議会関係法令集でございます。そろっておりますでしょうか。もし不足等ございましたら、事務局の方へお申し出ください。

それでは、審議に入っていただきます前に、前回の審議会種苗分科会でご審議いただきました今後の生産の拡大が期待されるきのこ10種につきまして、品種登録に対応するための重要な形質の指定についての告示改正が行われておりまして、これは、資料1の方に書いてございますけれども、ご報告申し上げます。それでは、これからは、土肥分科会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

土肥分科会長 それでは、議事に入ります。また、本日の分科会についてでございます けれども、議事録をとらせていただきますので、その旨、ご承知置きください。

それでは、農林水産大臣から本審議会に対し、資料2のとおり諮問がございましたので、 諮問事項である「重要な形質の変更について」事務局より説明をお願い致します。

審査室長 審査室長を致しております永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まずはじめに、参考資料をご覧いただきたいと思います。種苗法、農業資材審議会関係法令集というものでございます。よろしいでしょうか。一枚めくっていただきますと、農業資材審議会種苗分科会について、というのがございます。農業資材審議会の下に、種苗分科会、右の黒く塗ってございますが、種苗法に基づき品種登録審査の基準のとなる重要な形質の指定等をご審議いただくところでございます。もう一枚めくっていただきますと、種苗法がございます。そこに、第2条でございますが、第2項に、この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。という風に、品種が定義されてございます。その次の左側のページの第7項をご覧いただきますと、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第2項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。とございまして、この農業資材審議会種苗分科会のご意見を伺って、この重要な形質を定めさせていただくということでございます。続きまして、資料の3をご覧ください。

農林水産植物の重要な形質の変更について、この資料で、概略をご説明し、そして、パワーポイントの資料で、実際の植物をご覧ください。

今回、ご審議をお願いする重要な形質の変更は、変更の理由でございますけれども、育 種の進展に伴いまして、重要な形質として定められていない形質においても品種間の差が 認められるものにつきまして、この重要な形質の変更をお願いしたいということでござい ます。もう1つの現在同一の農林水産植物の区分に属しておりますけれども、審査を行っ てきた過程で、重要な形質の見直しが必要と考えられるものについて区分を分けて、分割 して形質を定める、この2つの理由がございます。具体的には、ペラルゴニウムとほおず きについてでございます。ペラルゴニウムにつきましては、葉の香り、それから花柄の色、 この2つの形質で区別性を示す、そういう品種がでて参りました。こういう品種の出願に 対応するために、葉の香りと花柄の色、この2つの形質を追加する、これが、1つめでご ざいます。それから2つめは、ほおずきでございます。ほおずきの場合は2つございます。 1つは、区分を変えるということ、もう1つは、重要な形質を定めるということでござい ます。まず、食用のほおずきというものが出て参りました。そのために食用品種の出願に 対応するために、これまで、ほおずきというのは、観賞用が主だったため、その他の多年 草の区分に含まれておりました。これをほおずき属を独立させまして、1つの区分として 分離いたします。これが1つめの内容でございます。次に、その分離したほおずき属につ きまして、食用が含まれるわけでございますが、特に果実に対する形質が重要でございま す。これまでは、観賞用でございましたから、果実に対する重要な形質というのはござい ませんでした。今回果実に対する重要な形質を加えて、重要な形質を定めたい。これが、 主な重要な形質の変更内容でございます。一枚めくっていただきますと、最後のページを ご覧いただいた方がいいと思いますが、一番後のページの下の方の真ん中にほおずき属と いう網掛けの部分がございます。一枚前に戻っていただきますと、このほおずき属は、現 行は、その他の多年草という区分に入っております。これを、ほおずき属だけを取り出し て、上の方に改定案がございますが、これを1つの植物の種類とするという改定をお願い するものでございます。次に、資料2の諮問書をご覧いただきたいと思います。1つ目は、 今申し上げたペラルゴニウムの重要な形質につきまして、葉の香り、それから花柄の色を 重要な形質に追加をしたいというものでございます。一枚めくりますと、ほおずきという のが出て参ります。このほおずきにつきまして、以下の形質を重要な形質として定めると いうことでございます。それでは、パワーポイントを用いまして今申し上げたようなこと を少し具体的にご説明させていただきたいと思います。

(PPに沿って説明)

検討事項でございます。ペラルゴニウムは、申し上げましたように葉の香り及び花柄の色を区別性の要件とする出願品種に対応するためにこのような形質を追加するというものでございます。もう一方、ほおずきにつきましては、従来、観賞用の植物とされておりましたけれども、食用に供される品種の出願に対応するために、重要な形質を新設するというものでございます。ペラルゴニウムにつきましては、近年出願された品種の中に、従来、ペラルゴニウムの重要な形質として指定されておりませんでした、葉の香りや花柄の

色、その形質を持って、従来の品種との区別性を示すものがございます。今のままですと、 葉の香りが違うだけ、あるいは、花柄の色が違うだけという品種は、登録ができないという状況にございます。これらの品種に対応する審査を行うために、ペラルゴニウムの重要な形質に葉の香りと花柄の色を加えたいということでございます。一方、ほおずきにつきましては、従来から観賞用として栽培されて参りましたが、近年、食用として育成され、出願されるという事例が見られるというところでございます。現在、ほおずきの出願件数は4件ございますけれども、そのうち、3件が、食用ほおずきとして、出願されているわけでございます。種苗法施行規則では、ほおずき属は、申し上げましたようにその他の多年草の1つとして規定されておりますが、その他の多年草は、食用に供される植物は想定しておりません。このために、果実に関する形質が含まれていないなどということがありますので、まず、 ほおずき属をその他の多年草から分割し、そして、重要な形質を決めたいということでございます。

まず、ペラルゴニウムでございます。写真は、ペラルゴニウムの栽培試験風景を撮影したものでございます。ペラルゴニウム属、フウロソウ科のペラルゴニウム属でございまして、そのうちの4つの群、ペラルゴニウム、ツタバゼラニウム、ニオイゼラニウム、ゼラニウムのこの4つの品種群の基準を定めているものでございます。通常、ゼラニウムというような名前で呼ばれ、あるいは、蚊を避けるための匂いのついたゼラニウム、こういうのを含めて、ペラルゴニウム属という1つの属で規定をしているわけでございます。その中に、葉の香り、葉を触ると香りが出る、かなり強い香りが出ますけれども、その香りが出る種類がございます。香りの種類といたしましては、バラの香り、レモンの香り、マツの香り、リンゴの香り、そして、刺激臭、というような香りを持っている品種がございます。葉から出る香りでございます。

実際に、私どもの方で、186品種を調べてみたところ、そのうちの50品種で、香りがあるということがわかりました。これまで、重要な形質に、葉の香りというのは規定されていなかったわけでございますが、品種の区別に、明確な区別性として、十分使用することができるのではないかと判断されるわけでございます。

次は、花柄の色でございます。親は違うわけでございますが、花柄の色だけが違うという品種、そういう品種の出願が出て参りました。今、全体図をご覧いただいておりますけれども、他の形質では、ほとんど右と左の区別はつかない、認められないということでございますが、花弁を取り除きますと、左側は出願品種でございまして、花柄、特に上の部分をご覧いただきたいと思います。上の方の部分、正確に言いますと、小花柄と申しますが、その部分が、左側のものは緑色で、右側のものは、赤くなっているというように、明確な違いが見られます。もう少し拡大して、お見せしたいと思います。

右の方は、赤い色が付いております。左の方は、緑色でございます。このように、花柄の色が違う、その他のものは同じですが、花柄の色が違うということは品種が違うと判断されますので、この花柄の色を重要な形質に追加をしたいということでございます。つづ

きまして、ほおずきのご説明をさせていただきたいと思います。ほおずきは、ナス科ほおずき属に属する5種、5つの種類でございますけれども、ヨウシュホオズキ、センナリホオズキ、オオブドウホオズキ、シマホオズキ、食用ホオズキでございます。この左側の鉢植え栽培されているのが食用ほおずきでございます。右側が、一般には、丹波系という風にいわれる観賞用に用いられるヨウシュホオズキでございます。まず、草型でございます。左の方は、真上に伸びる草型でございます。真ん中は、斜め上の方にのびる、そして、右側が横に広がる品種でございまして、草型でも品種間の差が明確に認められるものでございます。

次は、葉形、葉の形、それから葉の光沢についてでございます。上の左側は、葉身の形が幅の広い卵型、上の右側は、葉身の形が長い卵型であることを示しております。写真ではわかりにくいですが、左側の葉は光沢が無く、右側の葉は、葉に光沢があるというような違いもございます。このように、葉の形、葉の光沢、こういうものが、区別性の判定に利用できます。次は、花喉部、花の喉の部分の斑点の有無ということでございます。これは、食用ホオズキですけれども左側は、花喉部に斑点があります。右側は、斑点がございません。このように、品種によって、花喉部の斑点の有無というのが違っております。次は、がくの形・色です。左側がオオブドウホオズキで、右側が丹波系といわれるヨウシュホオズキでございますが、左側のオオブドウホオズキの方は球形、ヨウシュホオズキの方は心臓形、ハート型をしております。このように、がくの形で、色ももちろん違っております。がくの形・色、こういうものについて品種間の差がございます。

次は、果実の大きさと色です。オオブドウホオズキと食用ホオズキを示しておりますが、 左側の果実は大きい、右の果実は小さい、直接並べておりませんが、そういうことを示し ております。果実の色につきましても、写真にお示ししたとおり、様々な色を示すことが わかっております。

少し字が小さくて恐縮でございますが、ほおずきの重要な形質を示すものでございます。上の方がその他の多年草、下の方がほおずきでございます。上の方のその他の多年草は、やはり観賞用を念頭に置いておりますので、花に関する形質が非常に多く含まれております。一方、ほおずきは食用にする部分もございますので、果実に関する形質を含んでおります。その他の多年草の形質で、ほおずきの重要な形質に含めないものとしてどういうものがあるかと申しますと、茎の毛の多少、葉序、花房又は花穂の形、花の向き、花形、花弁の形、花弁数、雌雄ずいの形、雌雄ずいの色、雌雄ずいの数、花柄の長さ、一花穂の花数、花の香り、発芽期これも除きます。これらを除きまして、新たに、節数、葉の光沢、第一花着生節位、花喉部の斑点の有無、がくの着色始期、果実の大きさ、果実の色、果実の品質、年生の別、これらを踏まえて、ほおずきの重要な形質として定めたい、ということでございます。

ご参考までに、食用ホオズキについて、ご説明をいたします。左側がシマホオズキでございます。これは、南アメリカの原産でございまして、草丈は、30 cmから 1 m程度、南

米のベネズエラからチリにかけて栽培をされております。果実は、甘酸っぱくて、わずかに苦みを含んでおります。この果実の用途といたしましては、ジャムやアイスクリームのトッピング、パイ並びに生食するということでございます。香りはグーズベリーに似ているというふうにいわれております。真ん中が、食用ホオズキでございます。これも、北アメリカから熱帯アメリカにかけての原産でございます。草丈30cm程度でございまして、果実の形質は粘性が無くて、甘酸っぱいけれども、やや苦みのあるものもある。というものでございます。果実の用途といたしましては、砂糖漬け、ソース、生食、というふうになっております。「シマホオズキ」より若干甘味が強いというふうになるということでございます。一番右が、「オオブドウホオズキ」でございます。これは、メキシコ原産でございまして、草丈が1~1.3m ぐらいとなります。メキシコでは「トマティーロ(トマベルデ)」と呼ばれまして、メキシコ料理のサルサソースの原料として利用されております。果実は粘性がございまして、生食には向かない味をしている、ということでございます。これは、実際に秋田県上小阿仁(かみこあに)村で特産品として食用ホオズキを用いている例でございます。シマホオズキを用いた製品でございます。「フルーツほおずき」という名前でございますはれたま、恋どろぼうという名前をつけて売っております。平成7

これは、実際に秋田県上小阿仁(かみこあに)村で特産品として食用ホオズキを用いている例でございます。シマホオズキを用いた製品でございます。「フルーツほおずき」という名前でございますけれども、恋どろぼうという名前をつけて売っております。平成7年に試験栽培を実施いたしまして、平成8年から本格的な栽培を開始して、販売を始められました。上小阿仁町では特産品として大変力を入れておられまして、村内にある道の駅において販売をしているほか、東京、仙台などの都市部へも出荷をしておられるということでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。

土肥分科会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、当委員会の委員でいらっしゃる花きの専門家である島田委員、それから、小竹委員、長島委員、八尋委員、おそらく先ほどの審査室長の説明について、何か補足のご意見があろうかと思いますけれども、もし、ございましたら、まず、最初にお願いできますでしょうか。

島田委員ございますか。どなたからでも結構でございますけれども、小竹委員、長島委員、八尋委員、今、この時点で、何かご意見ございますでしょうか。それでは、長島委員お願いいたします。

長島臨時委員 ペラルゴニウムの方なのですけれども、ちょっと気になったのが、匂いのところですけれども、刺激臭というのがございましたが、これはいったいどういうものを刺激臭というのかなと思いまして、少し疑問に思ったのですけれども、後はわかるのですが。

審査室長 ご説明させていただきます。刺激臭というのは、バラの香りでもない、レモンの香りでもない、要するに、先ほど申し上げた4つの香りのどれにも属しない香りで、

ツンとくるような香りを刺激臭というのでございまして、特に、虫除けや何かに使っているようなもの、そういうようなツンとするようなものを刺激臭というふうに考えております。

長島臨時委員 普通、ベンゼンの刺激臭といわれている匂いがペラルゴニウム、ゼラニウムの一般の匂いだと思いますけれども、ちょっと、私、バラの匂いだとかレモンの匂いだとかは、かいだことがないので。

審査室長 審査基準を作る際に、ご専門の方にご相談をしたところ、例えば、バラの匂いというのは、種類名を申し上げますと、グラヴェオーレンスというのがバラ臭、レモン臭がレモンクリスバム、マツ臭がゼンチシュ、リンゴ臭がオゾラティシマム、刺激臭がカシワバゼラニウム、そういうのが、標準品種になっている種類としてございます。その種類が持っている香りをそれぞれバラ臭、レモン臭、マツ臭、リンゴ臭、刺激臭というふうに定義をさせていただいているところでございます。

島田臨時委員 よくわかりました。

土肥分科会長 他に、八尋委員お願いします。

八尋臨時委員 私は、一般の今はやりのガーデニングを楽しんでいる立場の方から。い ろいろな品種がありますけれども、私も刺激臭というのが気になりました。多分、一般名 称だと思いますけれども、匂いを分けて、ココナツゼラニウム、ライムゼラニウム、シナ モンゼラニウム、ナツメグゼラニウムというように、それは、種名ごとに違っているもの だと思いますけれども、一般の愛好家が刺激臭というような一括りではなく、かなりシナ モンとかココナツとかの匂いで位置づけているということは、それなりの違いがあると思 いますので、実験はなさったと思うのですけれども、ちょっとマイナーな感じがいたしま すけれども、それぞれにはっきりと形態も違いますので、そこはもう少し詳しくかけた方 がいいのではないかと思います。それからもう一つ、ペラルゴニウムの方でございますけ れども、花柄の色について、今回ご審議の対象になっていますけれども、これは私イギリ スの方で見たのですけれども、花壇苗として、すごい毛氈花壇みたいに植えた場合ですね、 花柄の色があれほど、今見ましたのは花柄だけで茎の色まではなっていませんが、茎の色 まで花柄と一緒の、例えば、チョコレート色みたいなそういう色があったのです。そうす ると個体として色の違いというだけでなくて、毛氈花壇にしますと、よくゼラニウムは、 花弁がはらはらとすぐ散りますね。そうすると緑の花柄とか茎であれば、そのままにして おくと非常に枯れて汚らしくなるのですけれども、こういう銅板の色は、そのままにして おいてもかなりほっておいても、もちろん花は散りますけれども、一緒に花の色に混じっ

てそれほど手入れをしなくてもいいという、これはいいなと感じたことがありますので、 今回これをきちんと品種として認めていただくのがいいと思いますし、茎の色の登録でき ないもの、茎と花柄とが一緒になったものもいいと思いました。

土肥分科会長 ありがとうございました。委員のご意見からすると、花柄の色、またこういったものを重要な形質に入れることに賛成であると、そういうことかと思いますが、 先ほどの、茎の色というのは、もう既にあるわけですよね。この資料からすると。

審査室長 先ほどのものは、花柄の部分と小花柄の部分とありましたけれども、茎の部分については、元々、入っております。

八尋臨時委員 わかりました。

土肥分科会長 もう一つございまして、花きだけでなくて、ほおずきの説明もあったかと思いますけれども、野菜の専門家であられる西村委員、中村委員、お二方にもお尋ねしたいのですけれども、特にこの際、補足的なご意見をいただくことができますでしょうか。

西村委員 私、ほおずき4品種を見たこと無いのですが、果実の色というところがありますね、非常に近縁種であるトマトの方でいきますと、果実の形が丸いのとか長細いのとかがあるのじゃないかと思うのですね。それは、多分、特徴になるのではないかと思うのですけれども、その辺わからないので、教えていただきたいのですが。後、質問ですが、果実の品質の中には、外観とか成分とか肉質とかそういうものが全部含まれていると考えていいのですか。

審査室長 まず、果実の形ですけれども、専門家の方にご検討いただいた中では、果実については大きさと色と、そういうもので、一番区別性が出てくるものじゃないかというふうにおっしゃられておりました。それから、果実の品質ですけれども香りとか粘り、粘りというのが非常に重要なようです。それから糖度、それから苦み、こういうのが区別性として申し分ないというご判断をいただいております。

西村委員 結局、形の多様性はないのでしょうか。

土肥分科会長 果実の大きさだけでいいのかということだと思いますが。

審査室長 形については、それほど大きな差がなかったというふうに専門家の方に伺っております。これは、仮にそういうのが新しく出てきたら、またご相談ということになる

うかと思いますけれども。

土肥分科会長 何分ほおずきに関しましては、新しく区分を立てますし、さらに、ほおずき特有の重要な形質も盛り込む、こういう大きい審議事項かなと思っておりますので、どうぞご意見等ありましたら、お出しいただければと思いますが、

中村臨時委員 何しろほおずき属には、およそ100種類もあって、日本の食生活の多様化だと思うのですけど、南米の方から次々に入ってきて、それで、現在目に触れるものについて審議すると思うのですけれども、分科会長がおっしゃるように10年もたてば、まだまだ不十分かもしれませんが、私はこれでまず申請がありそうなものはカバーできるのでないかと思います。

土肥分科会長 ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

野原委員 匂いの件なのですけれども、常時どういう状態で判別するかということです ね、出方が違うのか、また、早朝とか昼間とか出る時というのがあるのではないかと思う のですね。

審査室長 通常は、葉を折って、揉んでみて、その香りを調べるというのが一般的な調べ方でございます。

野原委員 わかりました。

野原委員 資料中、刺激臭が31で「有」が1という、この「有」というのはどういう ことですか。

審査室長 「有」というのはですね、もともとはあるかないかを区別して、有るものについては、それぞれどういう匂いかということを調べたのですけれども、1つだけ「有」というがわかったが、どういう匂いか調べられないものがございして、それで、ここでは、「有」ということしか書いてございせん。

岩垣委員 ペラルゴニウムの匂いなのですけれども、消費者によっては、ゼラニウムの匂いがいやで無ければいいなという人もいるのですが、これは、匂いが弱いとか無いとかそういうものも評価の対象になるのでしょうか。

審査室長 匂いについては無いというのもございます。

島田委員 ちょっと気になったのですが、やはり、量的なものが大事なのでないかなと 思うのですが、

審査室長 量については、UPOVの審査基準のなかに明確に使えるという記述はございますので、量的なものが基準としては使えるとは思いますけれども、今のところ明確な調査方法がございませんので、今回は入っておりません。技術ができた段階で追加するということでございます。

土肥分科会長 今の話でいきますと、強い匂い、弱い匂いということでしょうか。量と いうのがよくわからなかったのですが。

審査室長 おそらく量が多いと、強い匂いになるかとは思いますけれども。同じだと理解しております。

土肥分科会長 他にございますでしょうか。

梶浦委員 審査基準とかいうのは、例えば、バラ臭とかレモン臭というのは、特定の種の名前を書いて品種名を書いて、なになにの種のなになにというのが持つ匂いというように規定するのですよね。

審査室長 先ほど申し上げましたように、標準品種というのを定めておりまして、例えば、グラヴェオーレンスという種類が持っている匂いをバラ臭というふうに規定するというふうにしております。

土肥分科会長 他にはいかがでございましょうか。

畠山委員 ペラルゴニウムは、非常にいい匂いのものが多いので、特性に入れるのは、 非常にいいことだと思うのですけれども、特に匂いゼラニウムの香りというのは、ものす ごく種類が多くてですね、特性調査の考え方がバラ臭とかレモン臭ということなのでしょ うか。それとも、精油含量ということもあり得ますし、それから、強弱ということもあり 得ますし、それから、バラ臭というものがグラヴェオーレンスということでございました けれども、ローズゼラニウム、あれはむしろ品種として扱われているのではないかと思う のですけれども、種名ではなくて。

審査室長 今手元にある資料では、ローズゼラニウムというのは品種名ではなくて、種

名、一般名として扱われています。それから、もちろん匂いとしては、これ以外にもあるということは、いくつかの文献を見れば、出ているのは間違いございませんが、具体的にその品種を区別する時に用いるものについては、今のところ、この匂いで十分でないかと思っております。さらに、新しい匂いが出てきて、その匂いでもって、既存の品種と区別をしなければならないという状態になりましたら、それについては、その時点で審査基準を見直すということで対応させていただきたいと思います。

土肥分科会長 ありがとうございます。他にございますか。

山岸委員 ほおずきの方ですけども、第一花着生節位というのは、明確に区別ができない訳ではないのですか。

審査室長 栽培する時に、並べて、同じ条件で植えますので、そうすると、全く同じ土 壌条件、気象条件の下では、第1花がつくところというのは、品種ごとに決まっていると いうふうに伺っております。もちろん、条件が変われば、変わると思いますけれども、栽 培試験をする時には、同じ条件で植えますので、そうするとこれは、品種間の差があると、 そういう形質であると判断できます。

土肥分科会長 山岸委員よろしゅうございますか。

皆さんの意見を拝聴しておりますと、今回のほおずきとペラルゴニウム、これにつきまして先ほど事務局から説明のございましたような花の香りや花柄の色、ほおずきについて、区分として設けると、そういうことについて、積極的なご意見ばかりだと、そういうふうにうかがいましたけれども、農林水産大臣に対しまして当審議会の意見として答申をすることになると存じますけれども、これについて案をまとめさせていただいてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

土肥分科会会長 ありがとうございます。そうしましたら、案としましては、「種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について(答申)」平成17年12月5日付け17生産第4799号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。こうした答申文になろうかと思いますけれども、こういうまとめ方でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

土肥分科会長 ありがとうございました。それでは、そういうことで取りまとめさせていただきたいと存じます。それでは、事務局におかれましては、これをよくお願い致します。

せっかくの機会でございますので、本日この重要な形質の指定について、お集まりいただいたわけでございますけれども、何か特にこの審議会の中で、ご発言をいただくということがございますか。

野村委員 先ほど、香りの話が出ましたけれども、きちんと分析すれば、香りもデータが出てくるのです。ピークが出てくる。もしどうしてもということであれば、そういう方法もあるということです。それともう一つ、全般的に今DNAのマーカーでの判別というのがどんどん進んでいますね。そういうものを判別の基準として、今回の場合、ペラルゴニウムやほおずきというのは進んでいないと思いますが、大きなものでは、進んでいますね、そういうものも品種の区別する項目に入れていければと、全般的な意見ですけれども。

審査室長 そのような意見もあろうかと思いますけれども、今、国際的にUPOVの会合の場で、DNAをどういうふうに扱うかという議論をしているところでございますが、現状においては、まだ、DNAを区別性に用いるということは、国際的に認められておりません。従いまして、外見で区別をしたものについて、それをDNAで裏付けをすると、アイデンティフィケーションといいますか、アイデンティフィケーションには用いるけど、区別性には使わないと、そういう国際的なルールがございます。先ほど審議官からもありましたように、今、侵害対策の中では、既に元々A品種、B品種というのが同じか違うかわかっているものについて、その裏付けをとるために、DNAでアイデンティファイするということは既にやっておりまして、先ほど申し上げました「いぐさ」についてもDNAで最終的には裏付けをとっているということでございますし、おそらく、さくらんぼ、紅秀峰ついても最終的には、DNAで裏付けをとるということになろうかと思います。

土肥分科会長 よろしゅうございますか。他にございますか。

小竹委員 ゼラニウムについては、それほど混乱が起きないと思うのですが、ゼラニウムの中に香りを武器として売られているということがありますし、ハーブの普及とともにこういうものもたくさん出てきた場合に、葉の香りを4つだけでおいておくのは、無理な時代がくるかと思いますし、それに、先ほど西村委員がおっしゃられたように香りだけで商売するということも考えられますので、よろしくお願いしたいなと思います。

土肥分科会長 ありがとうございました。他にはございますか。

中村委員 ほおずきの件で先ほど申し上げましたけれども、世界中でいろいろな種類があって、業者さんも、輸入しようとか海外から輸入して育成しようとか思われるかと思います。そういう意味で種苗課もこれからいろいろやっていく上で、国際性というか世界に目を配らないと国内だけの知見では、とうていこういう業務は難しいかと思いますので、グローバルな人材の育成が必要だと思うわけであります。

土肥分科会長 今のご意見は、よく受け止めて、よろしくお願いします。他にございますか。

鬼頭委員 水産で、のりを担当しているのですけれども、のりが、昨年からIQが広がりまして、中国からも取り寄せるということであります。自由化がちらちらしている、そんなに遠い話でないと思いますので、今、水産庁も来年度の予算で品種をDNAで分けるというようなものを出しているようでございます。そういうこともありまして、先ほどの話とも重なるのですけれども、のりは非常に個体変異が大きくて非常に分けにくいものなので、今まで、種苗法であまり登録されてなかったと思うのですけれども、生産現場では、何々品種という言い方で、結構クローン化できるものですから、苦慮しているのですけれども、これから、そういうような事が進みますと、DNAの問題も、真っ向からとらえないと区別しにくいものだと思います。国際的に、云々という問題もありますけれども、形態変異の大きいものに対しては、早急にそういうものを検討していただきたいとそういうふうに思います。

土肥分科会長 まだご意見等ありますが、この後で、またご検討いただくということで、 委員の皆様のご了解得られましたら、一応、この辺で本日の分科会としては、終わりとさ せていただきます。

(「異議なし」の声あり)